

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する  
関係府省会議の開催について

（令和 3 年 9 月 22 日  
関係府省申合せ）

1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ、対象となる関係府省所管の基幹業務等システムの統一・標準化が円滑に進むよう、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができる。

議長 デジタル審議官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
デジタル庁統括官  
デジタル庁審議官  
内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）  
内閣府子ども・子育て本部統括官  
総務省自治行政局長  
法務省民事局長  
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

3. 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、関係省庁の協力を得て、デジタル庁において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。